弘前市職員の再就職に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、職員の退職後の再就職に関し、その公正性及び透明性を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員　一般職の職員（臨時的に任用された職員、条件附採用期間中の職員、非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び医師を除く。）をいう。

(2) 退職職員　市を退職した職員をいう。

(3) 営利企業等　営利企業及び営利企業以外の法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 営業活動等　情報の収集、入札への参加、契約の交渉その他の再就職先の利益のために行う活動において職員に働きかける行為及び再就職先に対する許認可その他の行政処分に関し職員に働きかける行為をいう。

（再就職の届出）

第３条　職員及び退職職員は、市を退職後１年以内（再任用短時間勤務職員にあっては、定年退職後１年以内。次項において同じ。）に再就職する場合は、再就職状況届及び誓約書（様式第１号）により、市長に届け出るものとする。

２　退職職員は、前項の規定により届け出た内容について、市を退職後１年以内に変更があった場合は、再就職状況変更届（様式第２号）により、その都度、市長に届け出るものとする。

３　前２項の規定は、職員が、市に再任用される場合、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となる場合及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき退職して特定法人へ派遣される場合には、適用しない。

（再就職状況の公表）

第４条　市長は、毎年８月31日までに、７月31日現在の前年度の退職職員（前年度において再任用短時間勤務後に退職した職員を除く。）の再就職状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 再就職状況の概要

(2) 前条第１項の規定により届出を行った者及び市に再任用された者のうち、退職時の職位が課長級以上の者の氏名、退職時の所属及び職名、退職年月日、再就職先の名称及び役職並びに再就職年月日

（営業活動等の自粛）

第５条　営利企業等に再就職した退職職員は、退職前５年間の職務（部長級であった者にあっては、当該職位にあった間の職務を含む。）に属するものに関し、退職後２年間、市に対する営業活動等を行わないものとする。

２　前項の規定によるもののほか、営利企業等に再就職した退職職員は、在職中に自らが決定した契約又は処分に関し、市に対する営業活動等を行わないものとする。

附則

この要綱は、平成２７年３月２５日から施行する。